

## 第13回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月26日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番 手塚 房夫	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第 28号 農地改良の受理の報告について

日程第4 報告第 29号 非農地証明願いについて

日程第5 報告第 30号 携帯電話基地局の設置届けについて

日程第6 報告第 31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第7 報告第 32号 農地法第18条の規定による報告について

日程第8 議案第 42号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第9 議案第 43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 毎日のように猛暑続きで、なかなか聞いたことのない猛暑警戒アラートというものが度々出るようになりまして、農作業、外仕事の方も大変なわけではありますが、7月23日より、東京オリンピックが開催され、来月の8日までですが、最初から、金メダルラッシュということで、楽しく、每晚見させて頂いているわけですが、ただの反面、一昨日、2千人に迫るようなコロナの感染者が出たということで、東京都の中でも、なかなか大変なことだと思っているところでもあります。7月23日の農業新聞の中に、以前から心配していました、主食用の作付け面積が昨年実績よりも6万ha減らすことが出来たということで、6万7千haではありますが、今年の秋に向けて心配されていた部分は、少し緩和されたと安堵しているわけですが、周りを見渡しても、好天続きで、作柄も良いと期待したいと思っています。それでは、ただいまより第13回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、7番横澤謙次委員、8番二瓶幸浩を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委員 全員異議なし。

議長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程3報告第28号「農地改良の受理の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地改良の受理の報告について説明させていただきます。

1番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字新屋敷 1772	
	地目地積	田 1筆で 524 m <sup>2</sup>	

飯豊町役場から南へ約 2.5 キロメートル小川寺近くの位置にある農地です。詳細な場所については、位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。農地改良を必要とする理由は、牧草地として農地を改良するためであります。工事時間は令和3年7月19日から令和5年12月10日まで行います。施工は〇〇〇、工事の概要は3.5mほどの嵩上をしたのち、表土を再利用します。断面図、土砂搬入経路図を添付しております。被害防除対策ですが、各項目影響のないように対策を講じます。工事完了後は牧草地として利用する計画であります。その他、施工にあたっては記載事項に十分留意するよう契約、土地所有者の同意書も併せて提出されております。7月13日、地元農業委員である〇〇氏と現地確認を行いました。以上報告といたします。

議 長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第4報告第29号「非農地証明願いの報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 非農地証明について説明させていただきます。

1 番	申 請 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	手ノ子字向原 3433-2	
	地目地積	田 1 筆で 13 m <sup>2</sup>	

飯豊町役場から南へ 4.0 キロメートル国道 113 号沿いの位置にある農地です。詳細な場所については、位置図、配置図を添付しておりますのでご覧ください。非農地となった時期および事由ですが、案内図を参照に説明します。平成 5 年 4 月に隣接する同所在 3431 番 2 の土地を購入した際、当時から建物敷地として一体的に利用してきたものです。申請地については、別所有者の農地でしたが、隣接土地購入時から占有していた経過があり、平成 28 年に申請者が時効取得した経過がございます。7 月 6 日、地元農業委員である〇〇氏と現地確認を行いました。以上報告いたします。

議 長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第5報告第30号「携帯電話基地局の設置届けについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 携帯電話基地局の設置届けについて事業計画の届けがありましたので、報告いたします。

土地所有者	〇〇〇	〇〇〇
申請者	〇〇〇	〇〇〇
申 請 地	手ノ子字中里六 648-1	
地目地積	田 1 筆で 3,015 m <sup>2</sup> の内 1 m <sup>2</sup>	

申請地は、飯豊町役場から南に 4.5 キロメートル、手ノ子郵便局から北側の位置にある農地でございます。詳細な場所については位置図、案内図でご確認ください。事業計画について説明します。地上高 14.8 メートル、コンクリート柱にアンテナを設置する設備であり、1.0 平方メートルを賃貸にて借用して設置いたします。設備の詳細は添付資料をご覧ください。工事予定時期については 7 月 19 日から 11 月 20 日を

見込んでいます。7月16日、地元農業委員である〇〇氏と現地確認を行いました。こちらの案件につきましては、農地法施行規則第29条第16項の農林水産省で定める農地転用の制限の例外規定にあたります。こちらの規定につきましては、認定電気通信業者が携帯電話基地局の設置するために、農地を農地以外にする場合は該当するため許可を要しません。以上報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第6報告第31号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。なお、番号1、2ともに、相続によるものでございます。

1番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字西上代三 135-2 はじめ 33 筆	
	地目地積	田 33 筆で 38,602 m <sup>2</sup>	
2番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字田中 3858-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 2 筆畑 1 筆で 2,385 m <sup>2</sup>	

あっせん等の希望はございません。以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承をお願い致します。続きまして、日程第7報告第32号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第18条の規定による報告について報告いたします。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字柳沢 4735 はじめ 2 筆	
	地目地積	畑 2 筆で 16,038 m <sup>2</sup>	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字町東 3532-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,309 m <sup>2</sup>	

以上、報告致します。

議長 これも報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第8議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案

の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大天伯 3502-2	
	地目地積	畑 1 筆で 245 m <sup>2</sup>	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上屋地字長者原 1 はじめ 25 筆	
	地目地積	田 20 筆畑 5 筆で 25, 107 m <sup>2</sup>	

以上でありますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。〇番〇〇委員

〇〇委員 1 番の案件ですが、〇〇〇のお父さんが、2 年ほど前にお亡くなりになりまして、その前から啓翁桜等の苗木を植えたいということで、2 反くらいの原野を購入する約束をしております、その 1 部に 245 m<sup>2</sup>の畑が入っていたということで、その分の許可申請を出したということで、現在、その畑の部分、〇〇〇ではありませんが、他の人が野菜を作っております、現状、畑として有効に使われている土地でありまして、貴之さんにつきましても、このまま使うのか見当しているということでありましたので、面積的にも問題ないと思われまますので、ご検討いただきたいと思ひます。

議長 他にございませんか。〇番〇〇委員

〇〇委員 2 番の案件ですが、最適化推進委員と現地を確認してまいりましたが、更新でもありますので、何ら問題ないと思われまますので、ご承認をお願い致します。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第9議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字町東 3532-1	
	地目地積	田 1筆で 2,309 m <sup>2</sup>	

事務局 申請地は、飯豊町役場から北に約 2.0 キロメートル、萩生郵便局近くの位置にある農地でございます。詳細な場所については、位置図、案内図でご確認ください。申請地については 500m以内に地区公民館、わくわくこども園の公共施設がある地域内にあり第2種農地に区分されます。続いて、転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も併せてご覧ください。転用事由は、申請者は長井市内で未就学児の療育支援施設を運営しておりますが、本町に療育支援施設がなく、長井市の施設に通っている状況にあります。今回、対象者の負担を軽減し支援が行えるよう本町に療育支援施設を建築するものです。工事着手は、令和3年9月20日からで、令和4年3月31日頃までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は土地取得費115万円、土地造成費300万円、建築物3,000万円、その他含めまして、合計3,815万円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。取水は上水道、汚水、生活雑排水については集落排水、雨水は地下浸透、その他、舗装部分については側溝から下水へ排水を計画しております。北側に排水路がございますが、野川土地改良区へ届け出を行う計画であります。土地改良区との関係性ですが、右岸県営ほ場整備事業地であり、野川土地改良区から意見書が出ておりますので、確認させて頂きました。続いて、被害防除計画について説明いたします。盛土造成0.4m、法面保護は土留め、近傍農地の日照等の影響与えないため、建物の高さを加減、農業用排水施設等に及ぼす影響がないよう対策を講じてまいります。以上の内容について、7月15日に地元農業委員の〇〇委員と現場確認を行っております。委任状、意見書、協議書を添付しておりますのでよろしくお願ひします。許可の基準ですが、第2種農地の転用は、第3種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいませようお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。事務局の説明に関連して、当該委員の現地調査の結果及び補足説明をお願ひ致します。〇番〇〇委員

〇〇委員 譲渡人である〇〇〇の農地であります。事務局から説明のあった通り、郵便局、中部活性化センターの西側にありまして、萩生商店街の住宅に挟まれた所にございます。今まで、〇〇〇が、農地を管理して頂いて、アスパラを植えておりましたが、2、3年前に病気が蔓延しまして、それ以来、農地が使われていない状態だったので、今回の土地の話が出て、両者で話し合っ、今回返して頂いたということでありました。譲請人の〇〇〇ですが、現在は長井の清水町の方に施設があるようでありま。さまざま、児童の支援事業に携わっておられまして、今回、飯豊の子供たちも利用しているとあって、協力したいということでありましたので、よろしくご審議お願い致します。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。〇番〇〇委員

〇〇委員 認識不足ですが、未就学児養育支援施設はどのような施設なのか教えて頂きたい。

事 務 局 〇〇〇につきましては、主な事業としまして、福祉関係であります。デーサービス事業や、児童発達支援事業を行っておりまして、障害をお持ちのお子様を支援する施設であるとお伺いしております。

〇〇委員 飯豊町から、そこに通っている人もおられるということですか。

事 務 局 この施設に関しては、長井の方から、要望がありまして、町内の方で利用されているから、だいぶ高い割合で、利用されているということで、飯豊町の方で、なんとなかならないのかと要望があった上での、この施設の整備になります。また、これにつきましては、町の方でも補助金ということで、健康福祉課から交付して、整備するということで、町の政策の1つとしても認識して頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員で決議することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第13回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。  
(午前10時05分宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和3年7月26日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員（7番） \_\_\_\_\_

署名委員（8番） \_\_\_\_\_